

十 和 村

6教義第653号
平成6年9月1日

各市町村（学校組合）教育長 様

高 知 県 教 育 長

職務に専念する義務の特例に関する規則の改正について（通知）

このことについて、別添のとおり高知県人事委員会規則の一部が改正され、第2条第13号「職員団体の運営のため特に必要と認められる会合又は業務に参加する場合」が削除されましたのでお知らせします。

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年八月三十日

高知県人事委員会委員長 上谷 定生

高知県人事委員会規則第十九号

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和二十七年高知県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中第十三号を削り、第十四号を第十三号とする。

第三条中「前条第十四号」を「前条第十三号」に改める。

附 則

この規則は、平成六年九月一日から施行する。

新

職務に専念する義務の特例に関する規則（抜粋）

（職務に専念する義務の免除）

第二条 職務に専念する義務の特例に関する条例第二条第一号及び第二号に規定する場合を除くほか、職員があらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる場合を次のように定める。

一、十二 略

十三 略

第三条 任命権者又はその委任を受けた者が前条第十三号の規定により職員の職務に専念する義務を免除しようとするときは、あらかじめ人事委員会の意見を聴かなければならない。

旧

職務に専念する義務の特例に関する規則（抜粋）

（職務に専念する義務の免除）

第二条 職務に専念する義務の特例に関する条例第二条第一号及び第二号に規定する場合を除くほか、職員があらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる場合を次のように定める。

一、十二 略

十三 職員団体の運営のため特に必要と認められる会合又は業務に参加する場合

十四 略

第三条 任命権者又はその委任を受けた者が前条第十四号の規定により職員の職務に専念する義務を免除しようとするときは、あらかじめ人事委員会の意見を聴かなければならない。